

証券コード 3264

2022年12月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
株 式 会 社 ア ス コ ッ ト
代表取締役社長 中 林 毅

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の安全確保のため、可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、本総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などのご配慮をお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月23日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月26日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時半）
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4階
紀尾井カンファレンス メインルームB+C+D
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第24期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ・本総会へのご出席を検討されている株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、慎重にご判断いただけますよう強くお願い申し上げます。
- ・当日は、受付でのアルコール消毒、マスクの着用及び検温等へのご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合にはご入場をお断りし、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の感染やその恐れがあると疑われる株主様については、ご入場をお断りし、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・当日は、当社役員及び従業員につきましても、マスク等着用にて対応させていただきます。
- ・本総会におきましては、例年よりも開催時間を短縮させていただく予定です。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合にはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

また、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

当社ウェブサイト <https://www.ascotcorp.co.jp/>

【オンデマンド配信（事後配信）のご案内】

- ・本総会終了後、株主様に本総会の模様を確認いただくことができるよう、オンデマンド配信（事後配信）を行います。
- ・オンデマンド配信については、当社ウェブサイト「IR情報」ページよりご案内いたします。
<https://ascotcorp.co.jp/ir/>
- ・事情によりオンデマンド配信ができなくなった場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・出席株主様のプライバシーに配慮し、質疑応答など一部を編集させていただきます。
- ・ご視聴いただくための各種通信料金は、株主様のご負担となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年12月26日(月曜日)
午前10時(受付開始:午前9時半)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月23日(金曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月23日(金曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

〇〇〇〇 御中

××××年×月××日

インターネット用
議決権行使
用紙
〇〇〇〇〇〇

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2、4、5号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第3号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

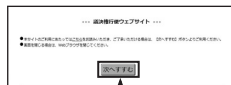
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

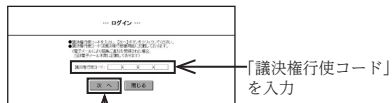
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

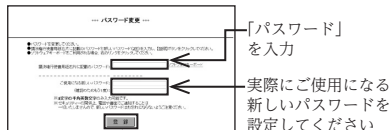
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	24,932	45,920	20,987	84.2
営業利益	751	2,397	1,646	219.0
経常利益又は経常 損失(△)	△479	1,498	1,978	－
親会社株主に帰属 する当期純利益	12	2,064	2,052	－
営業利益率	3.0	5.2	2.2ポイント	

(注) 親会社株主に帰属する当期純利益は、増減率が1,000%を超えているため、「－」としております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種の進展や感染対策の定着を背景に、経済活動の正常化が進み、緩やかながらも景気回復の兆しがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢をめぐる各種資源価格の高騰、物価上昇に起因した各国政府における金融政策の変更による急激な円相場下落により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産市況においては、建築資材の供給制約にともなう建築コストの上昇や、継続する用地価格高騰の影響等、将来の懸念材料が潜在している一方で、賃貸マンション市場や分譲マンション市場における国内外投資家の購入意欲は依然として高く、販売状況は好調を維持しております。

このような状況のもと、当社グループは強みである不動産開発事業を強化し収益の安定化を図る一方で、将来の収益の多様化、リスク分散の観点からファンド事業や物流開発事業にも参入するなど、事業の拡大、拡張を図ってまいりました。当連結会計年度における当社グループのセグメント

別の実績としては、不動産開発事業においては、賃貸マンション38物件（土地での売却を含む）、分譲マンション6物件及びオフィス1物件の売却を行い、不動産ソリューション事業においては、バリューアップ7物件の売却を進めてまいりました。また、ホテル事業においては、1物件の売却を行っております。

この結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高45,920百万円（前期比84.2%増）、営業利益2,397百万円（前期比219.0%増）、経常利益1,498百万円（前期は479百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益2,064百万円（前期は12百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当連結会計年度において、連結子会社の株式会社THEグローバル社の全株式を売却し、特別利益1,060百万円を計上しております。

また、セグメントの業績の概要は、以下のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。

(不動産開発事業)

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	20,161	36,861	16,699	82.8
セグメント利益	2,018	4,750	2,731	135.3
セグメント利益率	10.0	12.9	2.9ポイント	

当連結会計年度における売上高は36,861百万円（前期比82.8%増）、セグメント利益は4,750百万円（前期比135.3%増）となりました。

当社グループの不動産開発事業は、賃貸マンション開発及び分譲マンション開発並びにオフィス開発に分かれており、その売上高及びセグメント利益は次のとおりであります。

賃貸マンション開発

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	14,290	29,475	15,185	106.3
セグメント利益	2,286	4,205	1,918	83.9
セグメント利益率	16.0	14.3	△1.7ポイント	

当連結会計年度における売上高は29,475百万円（前期比106.3%増）、セグメント利益は4,205百万円（前期比83.9%増）となりました。

前連結会計年度は30物件を売却いたしました。当連結会計年度においては、38物件を売却いたしました。なお、「OZIO桜新町」「ASTILE麻布十番」は2022年度グッドデザイン賞を受賞し、当社グループの賃貸マンションシリーズは7年連続、通算15度目の受賞となりました。

分譲マンション開発

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	5,836	5,865	28	0.5
セグメント利益又は 損失 (△)	△93	363	456	－
セグメント利益率	－	6.2		－

当連結会計年度における売上高は5,865百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益は363百万円（前期は93百万円のセグメント損失）となりました。

前連結会計年度においては、分譲マンション5物件及び戸建て11戸を売却いたしました。当連結会計年度においては分譲マンション6物件を売却いたしました。

オフィス開発

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	35	1,520	1,485	－
セグメント利益又は 損失 (△)	△174	181	356	－
セグメント利益率	－	12.0		－

(注) 売上高は、増減率が1,000%を超えているため、「－」としておりません。

当連結会計年度における売上高は1,520百万円（前期は35百万円）、セグメント利益は181百万円（前期は174百万円のセグメント損失）となりました。前連結会計年度においてはオフィス物件の売却はありませんでした。当連結会計年度においては1物件を売却いたしました。また、開発物件において賃料収入を得ております。

(不動産ソリューション事業)

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	4,171	7,747	3,576	85.7
セグメント利益	959	914	△45	△4.7
セグメント利益率	23.0	11.8	△11.2ポイント	

当連結会計年度における売上高は7,747百万円（前期比85.7%増）、セグメント利益は914百万円（前期比4.7%減）となりました。当社グループの不動産ソリューション事業は、バリューアップ事業並びに不動産コンサルティング、不動産仲介等に分かれており、その売上高及びセグメント損益は次のとおりであります。

バリューアップ

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	4,123	7,447	3,324	80.6
セグメント利益	1,009	963	△45	△4.5
セグメント利益率	24.5	12.9	△11.6ポイント	

当連結会計年度における売上高は7,447百万円（前期比80.6%増）、セグメント利益は963百万円（前期比4.5%減）となりました。

前連結会計年度においては、5物件を売却いたしました。当連結会計年度においては7物件を売却いたしました。

不動産コンサルティング、不動産仲介、その他

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	48	299	251	523.9
セグメント損失 (△)	△49	△49	0	－
セグメント利益率	－	－		－

当連結会計年度における売上高は299百万円（前期比523.9%増）、セグメント損失は49百万円（前期は49百万円のセグメント損失）となりました。

主に不動産ソリューション事業におけるバリューアップ以外の事業を集約しております。

(ホテル事業)

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	43	480	436	－
セグメント損失 (△)	△1,150	△1,131	19	－
セグメント利益率	－	－		－

(注) 売上高は、増減率が1,000%を超えているため、「－」としておりません。

当連結会計年度における売上高は480百万円（前期は43百万円）、セグメント損失は1,131百万円（前期は1,150百万円のセグメント損失）となりました。

前連結会計年度においてはホテル物件の売却はありませんでした。当連結会計年度においては1物件を売却いたしました。

(その他事業)

(単位：百万円、%)

	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減額	増減率
売上高	555	830	275	49.5
セグメント損失 (△)	△191	△587	△396	－
セグメント利益率	－	－		－

当連結会計年度における売上高は830百万円（前期比49.5%増）、セグメント損失は587百万円（前期は191百万円のセグメント損失）となりました。

セグメントごとの売上構成比は以下のとおりであります。

セグメント区分	売上高（百万円）	構成比（%）
不動産開発事業	36,861	80.3
不動産ソリューション事業	7,747	16.9
ホテル事業	480	1.0
その他事業	830	1.8
合計	45,920	100.0

(注) 売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社グループでは、当連結会計年度におきまして、不動産開発及びバリューアップ物件の取得・運営資金等として、金融機関等より借入金として23,407百万円の調達を実施いたしました。
- ④ 重要な組織再編等の状況
当社は、当連結会計年度におきまして、株式会社THEグローバル社の全株式を売却いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年9月期)	第 22 期 (2020年9月期)	第 23 期 (2021年9月期)	第 24 期 (当連結会計年度 (2022年9月期))
売 上 高 (百万円)	21,020	15,558	24,932	45,920
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	389	776	12	2,064
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	6.61	13.17	0.11	15.90
総 資 産 (百万円)	27,879	32,287	67,040	52,591
純 資 産 (百万円)	11,619	12,394	24,918	26,055
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	196.67	209.85	179.77	192.87

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年9月期)	第 22 期 (2020年9月期)	第 23 期 (2021年9月期)	第 24 期 (当事業年度 (2022年9月期))
売 上 高 (百万円)	19,298	13,686	19,808	18,044
当 期 純 利 益 (百万円)	373	812	1,282	794
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	6.34	13.79	11.17	6.12
総 資 産 (百万円)	26,295	30,820	40,907	45,829
純 資 産 (百万円)	11,602	12,414	24,703	25,084
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	196.39	210.18	189.91	193.02

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の主要株主であり筆頭株主である森燁有限公司 (SUN YE COMPANY LIMITED) は、2022年9月30日現在、当社株式に係る議決権割合46.78%を有しております。森燁有限公司はその発行済株式の全部を力創国際有限公司が所有し、力創国際有限公司はその発行済株式の全部を中国平安保険海外（控股）有限公司が所有し、中国平安保険海外（控股）有限公司はその発行済株式の全部を中国平安保険（集団）股份有限公司が所有しております。（以下、中国平安保険（集団）股份有限公司及びその子会社を総称して「中国平安グループ」という。）そのため、力創国際有限公司、中国平安保険海外（控股）有限公司及び中国平安保険（集団）股份有限公司も、森燁有限公司を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなり、当社の親会社に該当することとなります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)アスコット・アセット・コンサルティング	13百万円	100.00%	不動産コンサルティング事業
(株)シフトライフ	54百万円	100.00%	不動産開発事業

(注) 当社の連結子会社は上記2社を含む4社であります。なお、当連結会計年度において、株式の売却により(株)THEグローバル社及びその子会社を連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたってグループの成長を継続させ企業価値の向上を実現するために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 事業規模の拡大

限られた敷地を最大限生かし、素材、仕様、住環境などに配慮したデザイン等々の企画開発力の強みをより一層活かし、開発事業における規模及び棟数の拡大を図り、投資を活発化することで、優良な不動産をより多く世の中に供給していくと共に、利益率の向上を図ってまいります。

また、不動産開発事業の豊富な経験と国内外ネットワークを活用し、国内外投資家との共同投資ファンド、新たな私募ファンド組成、REIT等の不動産ファンドマネジメント事業へ参入し、事業の拡大を図ってまいります。

一方で、ロシア・ウクライナ情勢等地政学的リスクによるエネルギー問題や原材料価格の上昇による建設コストの高騰や建設技術者不足による労務費の高止まり等により従来の当社の事業スキームだけでは飛躍的な事業規模の拡大を図りにくい環境となっております。こうした環境下において、当社は、デジタル基盤の強化をはじめ、業務効率化を含む既存事業の改革やオンラインを通じた顧客接点の強化、資金調達チャンネルの多様化を含む新規価値の創出、既存事業のトランスフォーメーションと金融・国際の2つの領域における新しいチャレンジを、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により実現し、事業規模の拡大を加速してまいります。

② 資金調達手段の多様化と財務基盤の健全性確保

持続的成長のために、財務基盤の健全性を確保しつつ、資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。

③ 内部統制・コンプライアンスの強化

企業の社会的責任として、内部統制及びコンプライアンスに徹底して取り組んでまいります。関係法令・規則の遵守はもとより、お客様の情報管理等に対するセキュリティポリシーを確立し、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指して社内教育を行ってまいります。また、反社会的勢力との関係に対しては、断固とした対応で臨むことにより一切の関係を遮断し、コンプライアンスに則った経営を行ってまいります。

④ 優秀な人材の確保・育成

中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取組みに際して、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人材を確保し、持続的な成長を支え得る人材の育成及び、パフォーマンス最大化のための環境の整備・改善に注力してまいります。

⑤ リスクマネジメントへの取組み

事業環境の変化に対応するための適切なリスクテイクの意思決定に基づく当社グループの持続的成長と、中長期的な企業価値の向上を図るために、リスクマネジメントの強化を継続してまいります。また、新型コロナウイルス感染症のような非常事態においては、社会全体での取り組みが必要となりますが、当社グループにおいても、影響を見極め、役職員に向けた適切な対策を検討・実施してまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社の発想力を発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業区分	事業内容
不動産開発事業	<u>賃貸マンション開発</u> 「FARE」「ASTILE」「OZIO」シリーズを中心とした賃貸マンションの企画開発業務等を行っております。 <u>分譲マンション開発</u> 「ASCOTPARK」「KOHAKU」シリーズを中心とした分譲マンションの企画開発業務を行っております。また、福岡を中心とした分譲マンション及び戸建て企画開発業務を行っております。 <u>オフィス開発</u> 「AUSPICE」シリーズを中心としたオフィスの企画開発業務を行っております。
不動産ソリューション事業	<u>バリューアップ</u> 資産価値の低下した不動産や収益性の改善が可能な既存の物件を取得し、効率的な改装・改修を施すバリューアップを行っております。 <u>不動産コンサルティング</u> 不動産開発を行っている事業会社等から受託するプロジェクトマネジメント業務を行っております。 <u>不動産仲介等</u> 事業会社、一般顧客への不動産仲介業務等を行っております。
ホテル事業	子会社におけるホテルの開発・運営業務を行っております。
その他事業	一般顧客等へ賃貸管理業務、保険代理業務等を行っております。また、長期保有目的の不動産において賃料収入を計上しております。

(6) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

① 当社

名 称	営 業 所 ・ 所 在 地
(株) ア ス コ ッ ト (当 社)	本社：東京都渋谷区

② 主要な子会社の事業所

名 称	営 業 所 ・ 所 在 地
(株)アスコット・アセット・コンサルティング	本社：東京都渋谷区
(株) シ フ ト ラ イ フ	本社：福岡県福岡市

(注) 当連結会計年度において、株式の売却により(株)THEグローバル社及びその子会社を連結の範囲から除外しております。

(7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
不 動 産 開 発 事 業	43名	56名減
不動産ソリューション事業	8名	37名減
ホ テ ル 事 業	0名	29名減
そ の 他 事 業	20名	45名減
全 社 (共 通)	23名	11名減
合 計	94名	178名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び派遣社員は含んでおりません。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度と比較して使用人数が178名減少しております。主な理由は、(株)THEグローバル社の株式売却に伴う減少によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
70名	18名増	43.7歳	4.3年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び派遣社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 東 京 ス タ ー 銀 行	3,004百万円
(株) S B J 銀 行	2,412百万円
(株) 七 十 七 銀 行	2,230百万円
(株) 関 西 み ら い 銀 行	2,225百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,922百万円
(株) き ら ぼ し 銀 行	1,398百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 235,000,000株
- ② 発行済株式の総数 129,916,662株
- ③ 株主数 5,088名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S U N Y E C O M P A N Y L I M I T E D	60,777,988株	46.78%
S B I ホールディングス(株)	45,483,870株	35.01%
平安ジャパン・インベストメント1号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	7,634,500株	5.88%
日 本 証 券 金 融 (株)	868,900株	0.67%
H S ホールディングス(株)	500,000株	0.38%
福 田 穂 積	430,000株	0.33%
井 上 辰 憲	339,000株	0.26%
原 田 文 雄	317,000株	0.24%
小 林 祐 治	254,600株	0.20%
前 田 雅 昭	222,000株	0.17%

(注) 自己株式は所有していません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年9月30日現在）

		第7回新株予約権
発行決議日		2020年12月16日
新株予約権の数		5,364,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,364,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		本新株予約権1個当たり1.4円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 155円 (1株当たり 155円)
権利行使期間		2021年2月1日から 2026年1月31日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 5,364,000個 目的となる株式数： 5,364,000株 保有者数： 1人
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 権利行使の条件は次のとおりであります。

- 割当日から本新株予約権の権利行使期間の末日に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における権利行使期間中の連続した30取引日の当社普通株式の終値の単純平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で権利行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。
 - 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役であることを要する。但し、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

会社における 地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会 長	羅 怡 文	ラオックス(株) 代表取締役
代表取締役 社 長	中 林 毅	平安ジャパン・インベストメント(株) 代表取締役 (株)アスコット・アセット・コンサルティング 取締役 (株)広済堂ホールディングス 社外取締役
取 締 役 兼 執 行 役 員	豊 泉 謙 太 郎	コーポレート本部長 (株)アスコット・アセット・コンサルティング 取締役 (株)シフトライフ 取締役
取 締 役	田 村 達 裕	平安ジャパン・インベストメント(株)
取 締 役	ク イ カ イ ピ ン	平安ジャパン・インベストメント(株) 取締役
取 締 役	高 村 正 人	(株)SBI証券 代表取締役社長 SBIホールディングス(株) 代表取締役副社長 (株)THEグローバル社 取締役
取 締 役	有 泉 俊 介	SBIホールディングス(株) (株)THEグローバル社 取締役
常勤監査役	柳 田 聡	(株)アスコット・アセット・コンサルティング 監査役
監 査 役	吉 田 修 平	弁護士 ビジネス会計人クラブ(株) 社外監査役 野村不動産マスターファンド投資法人 執行役員
監 査 役	長 尾 謙 太	公認会計士、税理士 税理士法人グローイング 代表社員 (株)ランドビジネス 社外監査役 サスマド(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役高村正人氏及び有泉俊介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役柳田聡氏、監査役吉田修平氏及び長尾謙太氏は、社外監査役であります。
3. 久米本憲一氏は2022年7月19日付で代表取締役社長を辞任いたしました。
4. 当社は、社外監査役吉田修平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役田村達裕氏、クイカイペン氏、高村正人氏、有泉俊介氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、金1百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
久米本 憲一	2022年7月19日	辞任	当社 代表取締役社長

④ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、以下のとおり、取締役会において取締役報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

当社は、取締役報酬等の構成については、基本報酬と賞与によるものとし、各取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度額以内で代表取締役に一任のうえ、代表取締役が社外取締役にも意見を求めたうえで決定しております。

取締役の基本報酬の額については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を勘案し、取締役個人の業績評価・貢献度等に基づき決定し、12分割のうえ、毎月支給しております。また、取締役の賞与の額については、当事業年度の業績等を考慮して決定し、毎事業年度一定の時期に支給しております。基本報酬と賞与の割合については、役位、職責、業績、経営状況等を踏まえ決定しております。

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬の内容、手続等から、当該方針に沿うものであると判断しております。

また、当事業年度においては、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、社外取締役にも意見を求めたうえで、各取締役の報酬の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の報酬水準の決定を行うためです。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	108 (-)	87 (-)	21 (-)	- (-)	5 (-)
監査役 (うち社外 監査役)	19 (19)	19 (19)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外 役員)	128 (19)	107 (19)	21 (-)	- (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年12月25日開催の第9期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2001年9月17日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
 4. 取締役の報酬等には事業年度の途中で異動した取締役への支給額が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役	高村正人	(株)SBI証券 SBIホールディングス(株) (株)THEグローバル社	代表取締役社長 代表取締役副社長 取締役
取締役	有泉俊介	SBIホールディングス(株) (株)THEグローバル社	取締役
監査役	柳田聡	(株)アスコット・アセット・コンサルティング	監査役
監査役	吉田修平	ビジネス会計人クラブ(株) 野村不動産マスターファンド投資法人	社外監査役 執行役員
監査役	長尾謙太	税理士法人グローイング (株)ランドビジネス サスメド(株)	代表社員 社外監査役 社外監査役

- (注) 1. (株)アスコット・アセット・コンサルティングは当社の子会社であります。
 2. SBIホールディングス(株)は、2020年12月18日に行った当社第三者割当による新株式発行の引受先であり2022年9月30日現在、当社の議決権の35.01%を保有しております。また、同社との間で業務提携契約を締結しております。
 3. (株)SBI証券は、当社の株式を保有するSBIホールディングス(株)の完全子会社であります。
 4. 当社とビジネス会計人クラブ(株)、野村不動産マスターファンド投資法人、税理士法人グローイング、(株)ランドビジネス、サスメド(株)との間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 高村 正人	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。なお、出席していない1回については、利益相反回避の観点によるものです。企業経営者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 有泉 俊介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。なお、出席していない1回については、利益相反回避の観点によるものです。金融機関において長年にわたり培われた専門的見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 柳田 聡	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。不動産会社役員としての豊富な経験及びコーポレートガバナンス分野における専門的見地から、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田 修平	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての豊富な実務知識及びこれらに基づく専門的見地から、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 長尾 謙太	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

⑦ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

イ. 被保険者の範囲

当社役員及び上場子会社を除く子会社の役員

ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	78百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 報酬額には消費税等は含んでおりません。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討をした結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

4. 当社の子会社であった(株)THEグローバル社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けていた時期がありました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社グループは、業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）は、「空間は、もっと人の力になれる。」との経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。

ロ. 当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。

ハ. 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報規程」による内部通報制度を運用する。

ニ. 当社グループは、独立性を確保した内部監査室を設置し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。

ホ. 当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力について、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。

ロ. 当社グループは、「情報セキュリティ規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

個人情報及び特定個人情報については、法令、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき厳重に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査室によるモニタリングの下で、定期的にはリスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため「経営計画」を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
ロ. 当社は、従来、取締役の中からメンバーを選任して「ステアリング・コミッティー」を設置しておりましたが、当事業年度において、執行役員制度を導入することに伴い、「ステアリング・コミッティー」を廃止し、取締役及び執行役員が参加し討議を行うことで経営の重要事項における討議の効率化と迅速化を図るため、新たに「執行役員会議」を新設する。また、投資案件の審議の充実化と効率化を目的に「投資委員会」を設置する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、連結子会社に対する指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行う。
ロ. 当社グループでは、グループ経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社の常勤取締役及び常勤監査役は、連結子会社の常勤取締役及び常勤監査役を原則兼務する。
ハ. 連結子会社の取締役会で決議する事項については、当社の取締役会に報告する。ただし重要事項については当社の取締役会に付議する。
ニ. 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について内部監査を行い、必要に応じて連結子会社を往査する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
イ. 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用をはかり、有効性評価、維持・改善等を行う。
ロ. 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。
 - ロ. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査役会と事前協議をして同意を得るものとする。
 - ハ. 取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行するうえで不当な制約を受けないように配慮しなければならない、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び部門長は、
 - a 当社グループの信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - b 当社グループの業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - c 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したものの、またその恐れのある重大なもの
 - d その他a～cに準ずる事項について、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。
 - ロ. 取締役及び従業員は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
 - ハ. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。
 - ニ. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。
- ⑨ 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役が会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
 - ロ. 監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役に求めることができる。
 - ハ. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

- ニ. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ホ. 監査役は、監査役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うと共に、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ヘ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに速やかに応じる。

(内部統制システムの運用状況)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - イ. 当社グループのすべての役員及び従業員は、「空間は、もっと人の力になれる。」との経営理念を、職務を執行するに当たっての基本方針として、遵守しております。
 - ロ. 当社グループのすべての役員及び従業員は、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めると共に、「リスク管理規程」に基づいて一層公正で透明な企業風土の構築に努めております。
 - ハ. 当社グループは、通報者の保護を徹底した「内部通報規程」による内部通報制度を運用し、通報発生時には事実確認、原因究明及び再発防止策を実施しております。
 - ニ. 当社グループは、独立性を確保した内部監査室を設置し、リスクアプローチの内部監査年度計画に基づいて、毎年原則全部署に対して内部監査を実施しております。
 - ホ. 当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持っておりません。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図ると共に、新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に関する調査を実施しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況
 - イ. 当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存しております。
 - ロ. 当社グループは、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。また、個人情報については、法令、「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理をしております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
- イ. 当社グループは「経営計画」を策定し、「経営計画」を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。
- ロ. 当社は、従来、取締役の中からメンバーを選任して「ステアリング・コミッティー」を設置しておりましたが、当事業年度において、執行役員制度を導入したことに伴い、「ステアリング・コミッティー」を廃止し、取締役及び執行役員が参加し討議を行うことで経営の重要事項における討議の効率化と迅速化を図るため、新たに「執行役員会議」を設置し、また、投資案件の審議の充実化と効率化を目的に「投資委員会」を設置し、両会議とも毎週開催しております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
- イ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、連結子会社である株式会社アスコット・アセット・コンサルティング及び株式会社シフトライフに対して、指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行っております。
- ロ. 当社の常勤取締役及び常勤監査役は、連結子会社の常勤取締役及び常勤監査役を原則兼務し、グループ経営の健全性及び効率性の向上を図っております。
- ハ. 連結子会社の取締役会で決議する事項については、当社の取締役会に報告すると共に、重要事項については当社の取締役会に付議しております。
- ニ. 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について内部監査を行い、連結子会社の往査を実施しております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
- イ. 当社グループは、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備・運用し、整備・運用状況の有効性評価を通じて、維持・改善等を行っております。
- ロ. 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努めております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名しております。
 - ロ. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査役会と事前協議をして同意を得ております。
 - ハ. 取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行するうえで不当な制約を受けないように配慮しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
- イ. 取締役及び部門長は、
 - a 当社グループの信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - b 当社グループの業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - c 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したものの、またその恐れのある重大なもの
 - d その他a～cに準ずる事項について、発見した場合には速やかに監査役に報告しております。
 - ロ. 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っております。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っております。
 - ハ. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役及び従業員に対し不利な取り扱いを行っておりません。
 - ニ. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供しております。
- ⑨ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- イ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、「三様監査」体制を整備しております。
 - ロ. 監査役は、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役に求めています。
 - ハ. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しております。
 - ニ. 監査役は、社内情報システムの情報を必要に応じて閲覧していません。

- ホ. 監査役は、監査役会を月1回定時に開催しているほか、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- へ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに速やかに応じております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化並びに株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、内部留保とのバランスを図りながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。利益配分につきましては、企業体質を強化し安定的な成長を可能にする内部留保の充実を図りながら、業績や資金需要見通し等を総合的に勘案し、利益配分を行う方針であります。

当社は、既存株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、将来収益の源泉を獲得していくことが最優先課題であると認識しておりますが、当社単体の収益体質や財務基盤も安定しているため、内部留保と利益配分のバランスを加味した結果、期末配当を行うことを決定いたしました。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	44,286	流 動 負 債	9,554
現金及び預金	10,881	買掛金	508
売掛金	0	短期借入金	3,670
販売用不動産	14,214	1年内返済予定の	
仕掛販売用不動産	17,734	長期借入金	4,109
その他	1,454	未払法人税等	215
固 定 資 産	8,263	賞与引当金	97
有形固定資産	1,587	その他	953
建物	286	固 定 負 債	16,982
土地	1,334	長期借入金	16,752
その他	82	転貸損失引当金	0
減価償却累計額	△116	退職給付に係る負債	24
無形固定資産	132	その他	204
のれん	99	負 債 合 計	26,536
その他	32	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,542	株 主 資 本	25,057
投資有価証券	2	資 本 金	10,867
匿名組合出資金	5,966	資 本 剰 余 金	10,530
繰延税金資産	60	利 益 剰 余 金	3,659
その他	513	新 株 予 約 権	7
繰 延 資 産	42	非 支 配 株 主 持 分	990
株式交付費	41	純 資 産 合 計	26,055
その他	1	負 債 純 資 産 合 計	52,591
資 産 合 計	52,591		

連結損益計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		45,920
売 上 原 価		38,059
売 上 総 利 益		7,860
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,462
営 業 外 収 入		2,397
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	56	
違 約 金 収 入	6	
補 助 金 収 入	16	
受 取 保 険 金	2	
為 替 差 益	69	
貸 倒 引 当 金 戻 入	208	
そ の 他	28	400
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	840	
支 払 手 数 料	340	
株 式 交 付 費 償 却	33	
貸 倒 引 当 金 繰 入	79	
そ の 他	6	1,299
経 常 利 益		1,498
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
新 株 予 約 権 戻 入 益	24	
有 価 証 券 売 却 益	53	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,060	1,149
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,644
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	427	
法 人 税 等 調 整 額	△71	356
当 期 純 利 益		2,288
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		223
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,064

連結株主資本等変動計算書

（自 2021年10月1日）
（至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					株 主 資 本 計	
	資 本 金	資 利 余	本 金	利 余	益 金		自 己 株 式
当期首残高	10,867		10,530		1,984	△38	23,344
当期変動額							
剰余金の配当					△389		△389
親会社株主に帰属する当期純利益					2,064		2,064
自己株式の処分						38	38
新株予約権の失効							
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減							
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-		-		1,674	38	1,713
当期末残高	10,867		10,530		3,659	-	25,057

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	2	△18	△16	31	1,559	24,918
当期変動額						
剰余金の配当						△389
親会社株主に帰属する当期純利益						2,064
自己株式の処分						38
新株予約権の失効				△24		△24
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減					△1,559	△1,559
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					990	990
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	18	16			16
当期変動額合計	△2	18	16	△24	△568	1,136
当期末残高	-	-	-	7	990	26,055

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
36,386	7,408
現金及び預金	買掛金
10,012	343
売掛金	短期借入金
4	2,578
販売用不動産	1年内返済予定の
9,872	長期借入金
仕掛販売用不動産	3,403
15,385	未払金
前渡金	65
256	未払費用
前払費用	18
384	未払法人税等
その他	214
471	預り金
固 定 資 産	510
9,400	前受金
有 形 固 定 資 産	145
1,546	賞与引当金
建物	93
280	その他
工具器具備品	34
51	固 定 負 債
土地	13,337
1,319	長期借入金
減価償却累計額	13,219
△104	長期預り保証金
無 形 固 定 資 産	118
32	負 債 合 計
商標権	20,745
0	純 資 産 の 部
ソフトウェア	株 主 資 本
32	25,077
その他	資 本 金
0	10,867
投資その他の資産	資 本 剰 余 金
7,821	10,529
投資有価証券	資本準備金
2	10,529
関係会社株式	利 益 剰 余 金
403	3,679
匿名組合出資金	利益準備金
7,151	16
出資金	その他利益剰余金
51	3,663
長期前払費用	繰越利益剰余金
52	3,663
繰延税金資産	新 株 予 約 権
59	7
その他	純 資 産 合 計
100	25,084
繰 延 資 産	負 債 純 資 産 合 計
42	45,829
株式交付費	
41	
その他	
1	
資 産 合 計	資 産 合 計
45,829	45,829

損 益 計 算 書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,044
売 上 原 価		14,627
売 上 総 利 益		3,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,861
営 業 利 益		1,555
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	131	
受 取 配 当 金	0	
違 約 金 収 入	2	
受 取 保 険 金	0	
関 係 会 社 業 務 委 託 収 入	0	
そ の 他	5	141
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	305	
支 払 手 数 料	178	
株 式 交 付 費 償 却	34	518
経 常 利 益		1,177
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	24	24
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	53	53
税 引 前 当 期 純 利 益		1,148
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	353	353
当 期 純 利 益		794

株主資本等変動計算書
 (自 2021年10月1日)
 (至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	10,867	10,529	10,529	16	3,258	3,274	24,672	
当期変動額								
剰余金の配当					△389	△389	△389	
当期純利益					794	794	794	
新株予約権の失効								
当期変動額合計	-	-	-	-	405	405	405	
当期末残高	10,867	10,529	10,529	16	3,663	3,679	25,077	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	31	24,703
当期変動額		
剰余金の配当		△389
当期純利益		794
新株予約権の失効	△24	△24
当期変動額合計	△24	380
当期末残高	7	25,084

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社アスコット

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 今 井 修 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アスコットの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社アスコット

取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 今 井 修 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスコットの2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針に検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

株式会社アスコット	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	柳 田 聡 ㊟
社外監査役	吉 田 修 平 ㊟
社外監査役	長 尾 謙 太 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 定款第2条の変更は、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため事業目的に追加するものであります。
- (2) 定款第16条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の変更に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (3) 本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

- (1) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1)~(15)現行どおり (新設)	第2条(目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1)~(15)現行どおり <u>(16)不動産所有会社の設立および運用事業ならびに当該会社の売却および事業譲渡</u>
<u>(16)前記各号に付帯する一切の業務</u>	<u>(17)前記各号に付帯する一切の業務</u>

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>〈削除〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下、施行日という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は株主様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、内部留保とのバランスを図りながら安定的な配当水準を維持することを基本方針としております。

第24期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案するとともに、安定的な配当を維持する観点から、以下のとおりといたしたいと存じます

第24期期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金3円
配当総額 金389,749,986円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月27日

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、新たに取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (1963年4月29日)	1992年4月 中文書店開店 1995年10月 中文産業(株)創立代表取締役 2006年5月 上海新天地(株)(現日本観光免税(株))設立代表取締役 2009年8月 ヲックス(株)代表取締役(現任) 2017年4月 当社社外取締役 2021年5月 当社代表取締役会長(現任)	—
2	なか ばやし たけし 中 林 毅 (1960年1月26日)	1982年4月 (株)日本開発銀行(現(株)日本政策投資銀行)入行 2000年6月 (株)アティーファーム入社 2001年6月 同社取締役 2010年6月 同社執行役員 2015年11月 平安シヤホン・インベストメント(株)代表取締役(現任) 2016年12月 当社社外取締役 2017年4月 当社取締役 2018年1月 (株)アスコット・アセット・コンサルティング 取締役(現任) 2021年1月 (株)THEグローバル社取締役 2022年6月 (株)広済堂ホールディングス社外取締役(現任) 2022年7月 当社代表取締役社長(現任)	—
3	とよ いずみ けんたろう 豊 泉 謙太郎 (1974年12月27日)	1998年4月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)入行 2003年8月 (株)クート入社 2009年10月 (株)ケーエー入社 2010年2月 (株)フレイトラス入社 2013年9月 当社入社経営管理部長 2016年12月 当社取締役経営管理部長 2016年12月 (株)アスコット・アセット・コンサルティング 取締役(現任) 2018年10月 (株)フライ取締役(現任) 2021年6月 当社取締役兼執行役員コーポレート本部長(現任) 2021年9月 (株)THEグローバル社取締役	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	たむら たつひろ 田村達裕 (1976年4月20日)	2001年4月 野村證券(株)入社 2007年5月 ヌリチン日本証券(株)入社 2012年3月 ホリス・キャピタル・グループ(株)入社 2016年1月 (株)ロコト入社 2016年6月 同社取締役 2017年8月 平安ジャパン・インベストメント(株)入社(現任) 2017年12月 当社取締役(現任) 2021年1月 (株)THEグローバル社取締役	—
5	くい かい びん クイカイピン (1984年8月28日)	2012年5月 中国平安保険(集団)股份有限公司 入社 2016年11月 中国平安保険海外(控股)有限公司 Managing Director 2017年3月 平安ジャパン・インベストメント(株)取締役(現任) 2018年8月 中国平安保険海外(控股)有限公司(香港) Assistant General Manager, Head of Private Equity 2021年6月 当社取締役(現任) 2021年8月 中国平安保険海外(控股)有限公司(香港) Deputy General Manager, Head of Private Equity (現任)	—
6	たかむら まさと 高村正人 (1969年2月26日)	1992年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年3月 イートレド証券(株)(現(株)SBI証券) 入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年3月 同社執行役員コーポレート部長 2007年6月 SBIイー・トレド証券(株)(現(株)SBI証券) 取締役 執行役員コーポレート部管掌 2012年4月 (株)SBI証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2016年6月 SBIホールディングス(株)取締役執行役員常務 2017年6月 SBIホールディングス(株)取締役執行役員専務 2018年6月 SBIファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 (現任) 2018年6月 SBIホールディングス(株)取締役副社長 2018年7月 SBIファイナンシャルサービス(株)取締役(現任) 2019年3月 マネタップ(株)取締役(現任) 2019年6月 SBIホールディングス(株)代表取締役副社長(現 任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年1月 (株)THEグローバル社取締役(現任)	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	(新任) みやじ なおき 宮地直紀 (1973年8月28日)	1996年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 1999年8月 富士証券(株)(現みずほ証券(株)) 出向 2002年8月 クレディ・スイス・ファースト・ホストン証券東京支店 (現クレディ・スイス証券(株)) 入社 2007年8月 JPモルガン証券(株)入社 2009年9月 (株)東京スター銀行入行 2015年6月 同行 法人金融部門管掌執行役 2019年11月 リネットシステムグループ(株)上級執行役員CFO 2020年12月 (株)SBI証券入社 執行役員常務(現任) 2021年2月 SBIソーシャルテック(株) 代表取締役	—
8	(新任) はらだ のりこ 原田典子 (1974年4月2日)	1998年4月 SAPシステム(株)入社 2000年12月 AOSテクノロジー・ズ(株)入社 2002年4月 AOSTechnologiesAmerica,Inc.転籍 2011年11月 AOSテクノロジー・ズ(株)転籍 2015年3月 AI CROSS(株)代表取締役社長就任(現任) 2021年8月 AIXTechVentures(株)取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 高村正人氏が代表取締役を務めている(株)SBI証券は、当社の株式を保有するSBIホールディングス(株)の完全子会社であります。また、同氏が代表取締役を務めておりますSBIホールディングス(株)は、2022年9月30日現在、当社の議決権の35.01%を保有しております。
2. 中林毅氏が代表取締役を務めている平安ジャパン・インベストメント(株)は、2022年9月30日現在、当社の議決権の46.78%を保有している中国平安グループ傘下の日本法人であり、同社が業務執行組合員を務める平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限組合の管理を行っており、中林毅氏のほか、クイカイピン氏及び田村達裕氏が在籍しております。また、クイカイピン氏は、中国平安グループ傘下の法人に在籍しております。
3. その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項
取締役候補者高村正人氏、宮地直紀氏及び原田典子氏は、社外取締役候補者であります。選任理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- (1)高村正人氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての長年にわたる豊富な経験や専門的かつ幅広い優れた見識を有しており、引き続き当該見識を当社の経営体制の強化に活かしていただくためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (2)宮地直紀氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関において長年にわたり培われた豊富な経験や専門的かつ幅広い優れた見識を有しており、当該見識を当社の経営体制の強化に活かしていただくためであります。
- (3)原田典子氏を社外取締役候補者とした理由は、海外企業における事業経験及び企業経営者としての豊富な経験や当社が推進している国際事業及びデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する幅広い優れた見識を有しており、当該見識を当社の経営体制の強化に活かしていただくためであります。
5. 当社は、田村達裕氏、クイカイピン氏及び高村正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、各氏の再任が承認された場合は、田村達裕氏、クイカイピン氏及び高村正人氏につき、当該契約を継続する予定であります。また、宮地直紀氏及び原田典子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役報酬額改定の件

当社監査役報酬は、2001年9月17日開催の臨時株主総会において、年額200万円以内（当該決議に係る株主総会終了時点の監査役の員数は2名）と決議いただき今日に至っております。

取締役会における監査役からの適切な意見具申や、監査役による積極的かつ能動的な監査機能の発揮等、監査役に求められる役割も、より複雑かつ重要になってきた状況に鑑み、監査役の報酬額を年額300万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であり、本定時株主総会終了後も監査役の員数に変更はありません。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年12月25日開催の第9期定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与すること又は譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ①対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ②対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間25万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額500万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲

- 渡制限」という。) 。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 - (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、無償で取得する。なお、当該無償取得に先立ち、当社の取締役会において合理的に定める数の本割当株式について、譲渡制限を解除することができる。
 - (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を報酬等として付与し又は譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は2021年6月9日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、その概要は事業報告22頁に記載のとおりであります。当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、本議案が承認されることを条件に、後記【ご参考】のとおり当該方針を変更することを決議しており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分

される株式数の上限の発行済株式総数（2022年9月30日時点）に占める割合は0.19%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針（改定後）

取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役報酬等の構成については、金銭報酬としての基本報酬及び賞与並びに非金銭報酬としての株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬によるものとし、各取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度額以内で原則として取締役会が代表取締役に一任のうえ、代表取締役が社外取締役にも意見を求めたうえで決定します。

取締役の基本報酬の額については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を勘案し、取締役個人の業績評価・貢献度等に基づき決定し、12分割のうえ、毎月支給します。また、取締役の賞与の額については、当事業年度の業績等を考慮して決定し、毎事業年度一定の時期に支給します。

非金銭報酬としては、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬があります。

（株式報酬型ストックオプション）

株式報酬型ストックオプションは中長期的な業績及び企業価値への貢献意欲を高める目的で付与し、個人別付与数は、株主総会での決議の範囲内で、役位、役割、貢献度に応じて取締役会にて決定します。

（譲渡制限付株式報酬）

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位の退任時又は退職時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対し当社の業績等を踏まえ、当社の取締役会が適当と認めた時期に付与します。

基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬の割合については、役位、取締役個人の業績評価・貢献度等を踏まえ決定します。

以 上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

第24回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー 4階
紀尾井カンファレンス メインルームB+C+D



交通 永田町駅（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線9a番出口より）直結
赤坂見附駅（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩1分
※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。